特定個人情報の取扱いに関する覚書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、古口美知子税理士事務所　税理士　古口美知子（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対して、源泉徴収票および支払調書の作成・代理提出に関する業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、甲から乙に開示又は提供する特定個人情報の取扱いに関して、以下のとおり覚書を締結します。

**第１条（定義）**個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述又は画像もしくは音声により当該個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することによって当該個人を識別できるものを含む。）をいい、その開示又は提供媒体を問いません。2.　個人番号とは、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されたもの（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をいいます。3.　特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。

**第２条（特定個人情報の適切な取扱い）**乙は、特定個人情報を甲の機密事項としてその保護に努め、これを適法かつ管理、取り扱うものとします。

**第３条（利用目的）**乙は、特定個人情報を、本件業務の遂行のためにのみ利用するものとし、番号法 により例外的取扱いができる場合を除き、その他の目的には利用しないものとします。

**第４条（第三者への非開示等）**乙は、特定個人情報を、両当事者以外の第三者に開示又は漏洩しないものとします。2.　乙は、特定個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、合理的な安全管理措置を講じるものとします。

**第５条（特定個人情報の持出し）**乙は、特定個人情報の記録された磁気媒体等又は書類等を持ち出す場合は、安全管理措置を講じるものとします。

**第６条（従事者に対する監督・教育）**乙は、従業者が特定個人情報を取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行うものとします。2.　乙は、従業者に対し、特定個人情報の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うものとします。

**第７条（再委託）**乙は、本件業務を、甲の許諾を得た場合に限り第三者に再委託できるものとします。2.　乙は甲の許諾を得て第三者に本件業務を再委託する場合においても、当該第三者に対し本合意書と同様の義務を課すものとし、当該第三者の行為につき、甲に対し当該第三者と連帯して責めを負うものとします。

**第８条（管理状況の報告・調査）**乙は、本件業務の状況について甲の求めに応じ報告しなければなりません。2.　甲は、本件業務の状況を調査することができます。

**第９条（事故発生時の措置）**乙は、万が一特定個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合 には、直ちに甲に通知するとともに、当該事故による損害を最小限にとどめるため に必要な措置を、自らの責任と負担で講じるものとします。2.　前項の場合には、乙は、発生した事故の再発を防ぐため、その防止策を検討し、甲と協議の上決定した防止策を、自らの責任と負担で講じるものとします。3.　万が一、乙において特定個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生し、甲が第三者より請求を受け、また第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は甲の指示に基づき、自らの責任と負担でこれに対処するものとします。この場合、甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して当該損害の賠償を請求できるものとします。

**第10条（特定個人情報の返還）**乙は、甲からの本件業務の委託が終了したときは、速やかに甲から提供された特定個人情報及びその複製物を返還するとともに、磁気媒体に記録した特定個人情報がある場合には、これを完全に削除し、以後特定個人情報を保有しないものとします。

上記合意の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有します。

２０　　　年　　月　　日

（甲）

（乙）静岡県三島市栄町7番1号

　　　古口美知子税理士事務所　税理士 古口 美知子